令和７(2025)年度第１回みよし市公平委員会次第

日　時　令和７(2025)年４月２４日
　　午後１時３０分～午後２時３０分
場　所　市役所５階　政策審議会室

１　委員長あいさつ

２　議　題
(1) みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
(2) みよし市教員組合事務所所在地変更における組合事務所の登録変更について

３　その他
(1) 令和７(2025)年度みよし市公平委員会事業計画について
(2) みよし市公平委員会及び令和７(2025)年度みよし市公平委員会事務局職員について

議案第１号　みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

【趣　旨】　令和７年度における人事異動等に伴い、地方公務員法第５２条第４項の規定により公平委員会規則で定めることとされている管理職員等の範囲について改正を行う。

【内　容】　管理職員等の範囲について次の表のとおり改正する。

機　関	職	
	改正案	現行
市長の事務部局	部長　参事　会計管理者　次長　副参事　市長公室長　監　課長　室長　主幹　所長　園長　市長公室副主幹及び主任主査　財政課副主幹及び主任主査（財政担当に限る。）　総務課副主幹、専任副主幹及び主任主査（法規担当に限る。）　人事課副主幹、専任副主幹及び主任主査　会計課副主幹及び主任主査	部長　参事　会計管理者　次長　副参事　＿＿＿＿　監　課長　室長　主幹　所長　園長　秘書広報課副主幹及び主任主査（秘書担当に限る。）　財政課副主幹及び主任主査（財政担当に限る。）　総務課副主幹＿＿＿＿及び主任主査（法規担当に限る。）　人事課副主幹＿＿＿＿及び主任主査　会計課副主幹及び主任主査
議会の事務局の項　略		
監査委員事務局	事務局長　主幹	事務局長　＿＿
教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関の項　略		

【施行期日】　　公布の日

＜参考：地方公務員法(抜粋)＞

（職員団体）

第５２条　この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

２　前項の「職員」とは、第５項に規定する職員以外の職員をいう。

３　職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

４　前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

５　警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

みよし市管理職員等の範囲を定める規則（平成２２年みよし市公平委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「副参事」を「副参事　市長公室長」に、「秘書広報課副主幹及び主任主査（秘書担当に限る。）」を「市長公室副主幹及び主任主査」に、「総務課副主幹」を「総務課副主幹、専任副主幹」に、「人事課副主幹」を「人事課副主幹、専任副主幹」に改め、同表監査委員事務局の項中「事務局長」を「事務局長　主幹」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正新旧対照表

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>（管理職員等の範囲）
第２条　管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>職</th></tr>
<tr><td>市長の事務部局</td><td>部長　参事　会計管理者　次長　副参事　市長公室長　監　課長　室長　主幹　所長　園長　市長公室副主幹及び主任主査　財政課副主幹及び主任主査（財政担当に限る。）　総務課副主幹、専任副主幹及び主任主査（法規担当に限る。）　人事課副主幹、専任副主幹及び主任主査　会計課副主幹及び主任主査</td></tr>
<tr><td colspan="2">議会の事務局の項　略</td></tr>
<tr><td>監査委員の事務局</td><td>事務局長　主幹</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関の項　略</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>職</th></tr>
<tr><td>市長の事務部局</td><td>部長　参事　会計管理者　次長　副参事　監　課長　室長　主幹　所長　園長　秘書広報課副主幹及び主任主査（秘書担当に限る。）　財政課副主幹及び主任主査（財政担当に限る。）　総務課副主幹及び主任主査（法規担当に限る。）　人事課副主幹及び主任主査　会計課副主幹及び主任主査</td></tr>
<tr><td colspan="2">議会の事務局の項　略</td></tr>
<tr><td>監査委員の事務局</td><td>事務局長</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関の項　略</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

議案第２号　みよし市教員組合事務所所在地変更における組合事務所の登録変更について

みよし市教員組合

(1) 変更内容　事務所変更

(2) 変更届出日　令和７年４月８日

＜参考：みよし市職員団体の登録に関する条例（抜粋）＞

（登録の申請）

第２条　職員団体が、公平委員会にその登録を申請する場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる事項または、書類を記載または添付した正副２通の申請書を提出しなければならない。

(1) 理事、代表者その他の役員ならびに法およびこれに基づく条例で定めるところにより職員団体の業務に専従するための休暇を与えられている者の氏名、住所および職名

(2) すべての事務所の所在地

(3) 連合体たる職員団体にあってはその旨

(4) 法人となろうとする職員団体にあっては、その旨

(5) 規約または定款の作成、役員の選挙その他これに準ずる重要な行為が、法第５３条第３項の規定に従い決定されたことならびにその投票の日および場所を証明する書類

(6) 登録の申請書を提出する代表者の資格を証明する書類

（登録の通知）

第３条　公平委員会は、登録の申請を受けた日から３０日以内に、登録をした旨またはしない旨をその職員団体に通知しなければならない。

（規約もしくは定款等の変更または解散の届出）

第４条　職員団体が、規約もしくは定款を変更したとき理事代表者その他の役員を選任し、もしくは改任したときその他登録の申請書に記載した事項に変更を生じたとき、またはその意志に基づいて解散したときは、その理由を生じた日から１０日以内に、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

２　職員団体が前項の規定により届け出をする場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる書類を添付した正副２通の届出書を提出しなければならない。

(1) 登録の申請書に記載した事項の変更または解散が法第５３条第３項の規定に従い決定されたことならびにその投票の日および場所を証明する書類

(2) 届出書を提出する代表者の資格を証明する書類

３　第３条の規定は、規約または定款の変更の届出の場合に準用する。

公平委員会
みよし市
-7.4.8
受付
6

正

事務所変更届

２０２５年４月８日

みよし市公平委員会委員長　殿

職員団体名　みよし市教[redacted]
代表者氏名　　入江　[redacted]

本組合の事務所を次のとおり変更しました。

みよし市教員組合事務所

新　みよし市三好町宮ノ越４２

みよし市立三好中学校　　TEL　０５６１－３２－１０４３
FAX　０５６１－３３－１１４４

旧　みよし市黒笹いずみ３－２６－１

みよし市立黒笹小学校　　TEL　０５６１－３６－１９２８
FAX　０５６１－３６－１９２９

７ み 公 第　　号

令和７年　　月　　日

みよし市教員組合

代表者　入　江　啓　太　様

みよし市公平委員会

委員長　倉　橋　洋　子

みよし市教員組合の事務所変更の登録について（通知）

令和７(2025)年４月８日付けの届出については、本日登録しました。

担　当　事務職員（小野田）

電　話　０５６１－３２－８０００

ﾌｧｸｼﾐﾘ　０５６１－３２－２１６５

令和７（2025）年度みよし市公平委員会事業計画について

年月予定日	事　　業　　名	開催場所等
令和７（2025）年		
４月２４日(木)	公平委員会開催	みよし市役所
４月２５日(金)	愛知県公平委員会連合会総会	高浜市 「高浜市いきいき広場」
５月２６日(月)	全国公平委員会連合会東海支部総会及び事務研究会	静岡県富士市 「ホテルグランド富士」
７月上旬から ８月上旬	公平委員会開催	みよし市役所
１０月頃	愛知県公平委員会連合会事務研究会	岡崎市 「未定」
令和８（2026）年		
２月中旬から ３月中旬	公平委員会開催	みよし市役所

みよし市公平委員会委員名簿

委　員　名	主な経歴	その他
倉橋洋子（くらはしようこ）	東海学園大学名誉教授	
村上雅則（むらかみまさのり）	株式会社村上製作所代表取締役社長	
真島聖子（まじまきよこ）	愛知教育大学社会科教育講座准教授	

令和７(2025)年度みよし市公平委員会事務局名簿

職名 （令和７(2025)年４月１日）	異動前職名	氏　　名
総務部部長	―	城　千穂子（じょう　ちほこ）
事務職員（総務部次長兼総務課課長）	市民経済部税務課課長	近藤　晋（こんどう　しん）
総務部総務課主幹	愛知県市町村課	森田悟史（もりた　さとし）
事務職員（総務部総務課副主幹）	総務部総務課主任主査	窪田大輔（くぼた　だいすけ）
事務職員（総務部総務課専任副主幹）	総務部次長兼総務課課長	小野田浩司（おのだ　ひろし）
事務職員（総務部総務課主任主査）	総務部総務課主査	一丸智詩（いちまる　さとし）
事務職員（総務部総務課主査）	―	松浦あみ（まつうら　あみ）
事務職員（総務部総務課主事）	愛知県派遣	深田大登（ふかだ　ひろと）